

# 令和8年度 大阪府先駆的金融市場等形成支援事業補助金 公募要領

## 1 事業の趣旨・目的

大阪府は国際金融都市 OSAKA 戦略に基づき、「アジア・世界の活力を呼び込み『金融をテコに発展するグローバル都市』」、「先駆けた取組みで世界に挑戦する『金融のフロントランナー都市』」の2つのめざす国際金融都市像を掲げ、国際金融都市 OSAKA の実現に向けた取組みを進めています。

本事業は、ブロックチェーンや AI 等の革新的な技術を用いた新たな金融サービスの実装や市場の形成に向けて、大阪府内での実証実験に取り組む事業者を「先駆的金融市場等形成支援事業補助金」（以下「補助金」という。）で支援することにより、企業経営の効率化や府民の利便性向上を図るとともに国際金融都市としての大阪の魅力を高めることを目的に実施します。

## 2 補助対象となる事業

### (1) 基本的な考え方

本補助金の対象は、1の「事業の趣旨・目的」に沿って、大阪府内での新たな金融サービスの事業展開の実現に直接的に資する事業とします。

また、大阪府内での事業展開に向けて、事業者自らが、大阪府内で実施する取組みであることが必要です。

### (2) 補助対象の事業

次の全てを満たす事業を対象とします。

- ア. ブロックチェーンやAI等の革新的な技術を用いた新たな金融サービスの実装や市場の形成に向けて必要となる大阪府内での実証実験で、府民又は府内事業者向けの取組みであること
- イ. 実証実験終了後、新たな金融サービスの大阪府内における事業展開（他府県を含めた広域の事業展開を含む）に関する具体的な計画を有すること

### (3) 補助金額、補助率

#### ア. 補助金額

事業1件につき、1,000万円を上限とします。通貨は日本円とします。

#### イ. 補助率

補助対象経費の2分の1以内です。

#### 【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

## 3 補助事業の実施主体（応募できる方）

### (1) 補助事業の申請者

補助事業の実施主体（申請できる方）は、日本国内の法人又は個人のうち、次のいずれかに該当する者です。

- ア. フィンテック事業者（ブロックチェーンやAI等の革新的な技術を用いた新たな金融サービスを提供する事業を行う事業者）
- イ. 国内外のフィンテック事業者等と連携して府内における実証的取組みを行う金融事業者等（金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用などを行う金融事業者や団体、及びフィンテック事業者の金融商品やサービスを活用して自社事業の高度化を図る非金融の事業者）

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合（※）は、代表事業者を1社選定し、その代表事業者から申請してください。補助金は代表事業者に対して交付します。

（※）複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- ・ 申請事業者と共に補助事業を実施する事業者を「共同事業者」という。  
（補助事業に対する一部経費を負担）
- ・ 申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、技術支援等の協力を実施する事業者を「協力事業者」という。  
（補助事業に対する経費負担なし）

## （2）応募資格・審査要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は応募することができません。なお、補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」のうち1者でも該当する場合は、申請することができません。

- ア. 直近の事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
  - イ. 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
  - ウ. 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
  - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
  - オ. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
  - カ. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
  - キ. 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第15条第1項第3号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者
- また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ク. 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ケ. 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
  - コ. その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 4 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであつて、補助金交付決定日以降に発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる、下表に掲げる経費が対象です。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

表 補助対象経費

経費区分	補助対象経費の内容
実証実験事業費	システム等開発費、装置又は器具の購入・据付・借用・保守又は修繕に要する経費、調査・分析費、委託費（実証実験の一部に限る。）、その他必要と認められる事業費
実証実験事務費	謝金、旅費、広報活動費、通信運搬費、会場等利用料、保険料、消耗品費、翻訳料、その他必要と求められる事務費

**【留意点】**

(1)補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、土地・建物の取得に係る経費、手数料及びこれに類する費用、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったものや補助事業完了日（令和9年3月31日まで）後に支払いを行ったもの。

(2)消費税等の扱い

- ・補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。
- ・ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

(3)他の補助金等との関係

- ・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。
- ・ただし、同一事業で、他の補助金等の交付を受ける場合であっても、補助対象の異なる経費となる（対象経費が明確に区分できる）場合は、併用しての申請が可能です（当該他の補助金において併用禁止の取扱いとなっている場合を除きます）。
- ・国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

## 5 補助事業実施期間

交付決定日から令和9年3月31日（水曜日）まで

**【留意点】**

当補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払となります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業実績報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回る場合があります。

## 6 応募方法

(1) 応募書類の配布及び受付

ア. 配布期間

令和8年7月1日（水曜日）午後2時から令和8年7月31日（金曜日）午後6時まで

## イ. 配布方法

以下の、大阪府政策企画部戦略調整局ホームページからダウンロードしてください。  
直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/senkuteki\\_hojokin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/senkuteki_hojokin.html)

## ウ. 受付期間

令和8年7月1日（水曜日）午後2時から令和8年7月31日（金曜日）午後6時まで

## エ. 提出方法

6（2）の提出書類一式を、令和8年7月31日（金曜日）午後6時必着で、以下の宛先あてに郵送または直接持参してください。郵送の場合は、特定記録郵便や簡易書留等の配達状況の記録が残る方法でお送りください。

<宛先>  
大阪府 政策企画部 戦略調整局 国際金融都市推進チーム  
「令和8年度 大阪府先駆的金融市場等形成支援事業補助金」担当者宛て  
住所：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1番22号 府庁本館5階

郵送される場合は、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。※連絡だけでは受付完了ではありません。

また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくをお願いします。

<電話番号> 06-6944-6643 ※土日・祝日を除く、午前9時から午後6時まで

提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書類の電子データのメール送付を、大阪府から事業計画書に記載いただいた申請者（代表者）のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後にご送付ください。

## オ. 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## (2) 提出書類

応募事業者は以下の表にしたがい、必要な書類を提出してください。

複数の事業者が共同で補助事業を実施する場合には、代表事業者がすべての共同事業者の書類を含め、まとめてご提出をお願いします。

提出書類	申請者	共同事業者	原本が必要
① 交付申請書（様式第1号）	○	—	—
② 事業計画書（様式第1-1号）	○	—	—
③ 収支予算書	○	—	—
④ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）	○	○	○
⑤ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表）	○	○	—
⑥ 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書	○	○	○
⑦ 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書	○	○	○
⑧ 事業や法人等の紹介パンフレット等	○	○	—
⑨ 要件確認申立書（様式第1-2号）	○	○	—
⑩ 暴力団等審査情報（様式第1-3号）	○	○	—

※ 提出部数は1部。ただし④、⑥、⑦については原本が必要。それ以外の書類はコピーも可。

※ 個人の場合は、④⑤については以下を提出してください。

④ 開業届出の写し及び印鑑証明書（3か月以内のもの）（原本）

⑤ 所得税確定申告書

※ 提出書類⑨の記載内容については、大阪府補助金交付規則第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府補助金交付規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

※ 提出書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

### (3) 応募の取下げ

応募後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は、書面により届け出てください。

## 7 事業選定

### (1) 選定方法

事業の選定は、大阪府が行います。

なお、申請受付後、申請内容等について府からヒアリングを行いますので、必ずご対応ください。（7月下旬から8月上旬予定。日程は各事業者あて連絡・調整します。）

### (2) 選定基準

【選定基準表】に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査し、選定します。

また、補助事業の遂行に懸念がある場合（法令上の制約等により客観的に事業遂行が困難と見受けられる場合や、事業実施体制に比較して事業規模が過大と見受けられる場合など）は、審査項目の評価に関わらず、採択しないものとします。

なお、選定にあたっては、秘密保持を前提に、大学等研究機関や産業支援機関等に所属する外部有識者に、事業計画について助言をいただきます。

<審査項目>

#### ア 事業目的【15点】

実証の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。

#### イ 先駆性・優位性【25点】

実証の内容が、ブロックチェーン・AI等の革新的な技術を用いており、サービスを提供する市場が既存市場に対して先駆性・優位性を持つものか。

#### ウ 事業計画の実現性【15点】

事業実施体制、スケジュールについて実現可能で具体的な事業計画を有するか。現行の法令に抵触する内容でないか。

#### エ 妥当性【10点】

事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

#### オ 実証事業後の事業化見通し【25点】

実証事業後の事業化に向けたシナリオや収益の見通しなど、具体的な提案内容か。

#### カ 今後のビジネス展開において想定される効果【10点】

雇用、投資、誘致、企業等との連携など、具体的な効果が想定されるか。

### (3) 選定結果

選定の結果については、書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 採択事業の公表

採択された補助事業については、事業計画書「1 実施体制（1）申請者（代表事業者）、（2）共同事業者、（3）協力事業者」に記載の事業者の名称、「2 計画概要（1）事業名称、（4）事業計画概要」等を大阪府ホームページにて公表します。

## 8 採択後の手続き等

### (1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に大阪府に申請し承認を得る必要があります。

ア. 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ. 事業内容の変更（当初の事業内容との同一性が認められる範囲である軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

### (2) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

やむを得ず中止又は廃止する場合は、事前に大阪府に申請し承認を得る必要があります。

### (3) 現地確認

補助事業の進捗状況等を確認するため、補助事業者に対して報告を求め、帳簿書類等の物件の検査や補助事業の実施状況の現地確認をすることがあります。

### (4) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和9年4月15日（木曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（領収書、請求書、納品書、契約書等の写し）を提出していただきます。

### (5) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上(税抜)の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

### (6) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

### (7) 実証事業後の事業化の進捗報告

補助事業年度終了後3年間は、4月15日までに補助事業に係る事業化状況報告書を提出してください。

### (8) 成果等の発表・PR

補助事業実施期間中及び事業終了後3年程度の間、大阪府が主催する講演会、セミナー等におい

て取組状況の公表や情報提供をいただく場合があります。

## 9 その他

本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報、当該補助金の交付に係る業務の目的で利用します。

### 申請者の皆様へのお願い

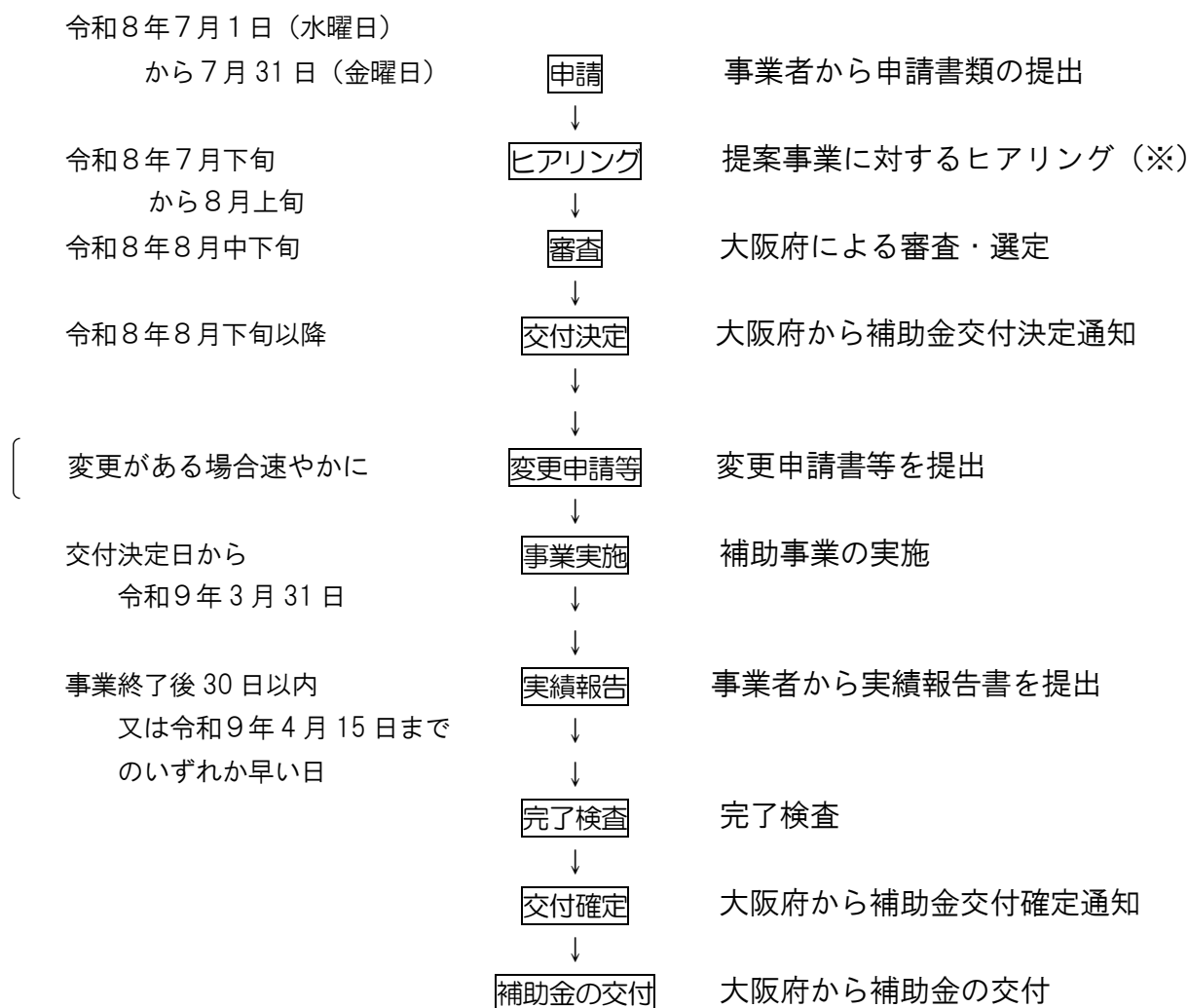
本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

## 補助金の申請から交付までの流れ

補助金に関する事務手続きの流れは次のとおりです。



（※）ヒアリング日時については、後日、事業者あて連絡します。

### 【ご案内】金融系外国企業等が大阪市内に新たな事業所を設置する際の補助金・税制

※要件等詳細は、下記リンク先をご覧ください。

#### ■金融系外国企業等拠点設立補助金（内国法人又は外国法人）

- ・拠点設置に際しての事前調査及び事業所の設置に必要な経費の一部を支援

（事前調査：補助率 10/10・上限 110 万円、拠点設立：補助率 1/2・上限 1,000 万円）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/kyotensetsuritsu.html>

#### ■金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例（外国法人又は外国資本の内国法人）

- ・法人住民税及び法人事業税を最大で 10 年間全額控除

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/kinnyuutihouzei.html>